

質問第七〇号

中国の防空識別圏設定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年十一月二十六日

井上義行

参議院議長 山崎正昭殿

中国の防空識別圏設定に関する質問主意書

中国が尖閣諸島を含め、東シナ海上空に防空識別圏を設定したことに関し、以下質問する。

一 中国が尖閣諸島を含め、東シナ海上空に防空識別圏を設定したが、我が国の民間機が中国の設定した防空識別圏に入り、中国軍機がスクランブルを行ってきた場合、どのように対応するのか、政府の方針を明らかにされたい。

二 中国が設定した防空識別圏内であっても、現在の対応と同様に、我が国の防空識別圏内に中国軍機が侵入し、領空侵犯の恐れが発生した場合には、自衛隊機は当該中国軍機に対してスクランブルを行い、退去させていくのか、政府の方針を明らかにされたい。

三 中国が設定した防空識別圏内でスクランブル対応中の自衛隊機が撃墜された場合に、日米安全保障条約に基づき、我が国が米国に対して集団的自衛権の行使を求めることは可能か、政府の見解を明らかにされたい。

また、米国による集団的自衛権の行使が可能である場合に、我が国として集団的自衛権の行使を求める意志があるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

